

書陵部所蔵孝明天皇紀編纂関係史料について

— 松浦辰男の意見書・上申書を中心に —

岩 壁 義 光

はじめに

孝明天皇紀は、六国史以来の天皇の実録であり、明治以降、天皇実録の編纂の嚆矢として位置づけられる。しかし、この天皇紀の編纂について正面から論じている論考は、管見によれば、天皇紀本文については拙稿「宮内省の事蹟調査と『孝明天皇紀』編纂」(『史潮』六三 平成二〇年)のみであり、また同天皇紀の附図についても今江廣道氏の「孝明天皇紀附図目録并略解・附図解説」(『孝明天皇紀附図』平安神宮 昭和五六年)以外にまとまった研究を見ない。こうした孝明天皇紀の編纂に関する研究蓄積の低さは、近年急速に進んだ明治天皇紀のそれとは比較にならない。明治天皇紀の場合、近代日本形成期の天皇である明治天皇への関心の高さのみならず、同天皇紀編纂の研究が、編纂母体である臨時帝室編修局により事業報告としてまとめられた「編修事業録」に大きく依拠し、これを利用してことで容易に進められて来たことにも一因があるように思える。一方、孝明天皇紀の場合、編纂母体となった先帝御事蹟取調掛は、臨時帝室編修局同様に臨時の組織であるう

え、設置期間が明治二四年から同四〇年と明治期であったこと、この時期には未だ図書寮による公文書の集中管理がされておらず、編纂関係文書が散逸してしまつたことなど、史料面から編纂事業の全体像にはなかなか迫りにくい事情がある。

本稿は、こうした孝明天皇紀編纂の研究状況を踏まえ、編纂事業の実質的な推進者であつた松浦辰男の意見書・上申書を紹介しながら、同事業における彼の果たした役割について論じる。資料紹介の域を逸脱していることを否認しないとあるが、お容し願いたい。なお、本稿では松浦の意見書・上申書のほとんどが収録されている書陵部宮内公文書館所蔵の先帝御事蹟取調掛「孝明天皇御事蹟取調録」(以下、「取調録」)を中心に紹介していく。また、史料は常用漢字を用い、平出・闕字は用いず、句点・読点を付したほか、原文の体裁を崩さない程度に適宜文章を整理した。

一、「孝明天皇御事蹟取調録」と松浦辰男意見書

明治二四年六月二九日、徳大寺実則・九条道孝・嵯峨実愛・久我建通・広

幡忠礼・長谷信篤は、宮内大臣土方久元から先帝御事蹟取り調べのため、本稿末尾の第一表にあるようにそれぞれ孝明天皇御事蹟取調掛長・同掛を命じられ、さらに七月二日に桜井能監が先帝御事蹟取調掛補助に任命されている。また、翌二五年一月八日には正親町実徳が取調掛に加えられたが、これは編纂にあたり取調掛員の構成を幕末における朝廷内の九条尚忠支持派と反九条尚忠派を同数とする調整のためと考えられる。⁽¹⁾

編纂組織は掛長を総責任者として、御事蹟の本文および史料の検討を行う編纂委員的な役割を担った掛で構成されていたが、組織自体の名称については特別な組織名はなかった。こうした組織名は通常「○○掛」と呼ばれるが、本稿末尾の第一表からも分かるように「掛」というと九条道孝等を指してしまふ。このため本稿では、「掛」は「取調掛」、組織を指す場合は「事務局」、史料調査・収集、原稿作成および校正等の実質的な編纂事務を行った出仕等を「事務局員」と記す。第一表にある「編修嘱託」「編修補員」「出仕」「写字」など事務局員の職掌および命令系統もその詳細は未詳である。また、松浦等一部の事務局員を除くと、彼らの履歴も未詳であるが、小野職忠（佐伯職忠）のように地下官人の系譜を引く者や一時期出仕を務めた神谷直方のように内務省図書局勤務の経験者などもいた。

さて、二九日の任命時、大臣より九条等取調掛に渡された「取調概記」七条は、編纂方法の概略を示している。⁽²⁾これによると、編纂は最初に取調掛が概略年表を作成して各掛に配布する。あわせて事務局員は編修材料の調査と収集（謄写）を行う。各取調掛は、各自が略年表に書き入れた事項（網文）を裏付けるため、自らが提供した史料や事務局員により収集された史料を編修材料として吟味し「目」として書き入れ、定期的に開催される取調掛によ

る会合にそれぞれを持ち寄って検討を加え、これらを合体させて第一草案原稿（第一稿本）を完成させる。この第一稿本に、さらに史料を加え漸次詳細にして第二原本（第二稿本）を完成し、これに修正を加えて浄写し御事蹟を完成する、というのである。この概記以降、第一稿本編纂の間に、編纂方法について具体的に記した文書はない。

こうした編纂事業の開始から終了までの公文書を編冊したのが前掲の「取調録」である。「取調録」は、明治二四年から残務整理を終える同四〇年迄の編纂関連諸文書を収録した四簿冊から成る。このうち第一冊（編冊昭和期・年月欠）は、後述する第一号「編修局設立之議」から、第二稿本の整理を終えて印刷に至る第五二ノ二「印刷ニ関スル件」までである。第二冊から第四冊までは取調掛の日記記録「日記」の合冊で、明治二四年から同三〇年が第二冊（昭和八年三月編冊）に、同三一年から同三四年が第三冊（昭和八年五月編冊）に、同三五年から同四〇年が第四冊（昭和八年五月編冊）にそれぞれ編冊されている。本稿が取り上げる松浦の上申書は第一冊目に収められている。第一冊に収録されている文書は、編纂事業に伴う諸意見や事務に關連した諸文書と、史料の調査・収集に關連した文書および目録類などの諸文書に大別され、前者は第一号から第一六号までと第五二号および収録最終号の第五二号ノ二であり、後者は第一七号から第五一号までの諸文書である。

さて、松浦辰男は天保一四年二月二日実父武藤胤久の長男として京都に誕生した。誕生年について、本人は弘化元年生まれとしていたようであるが、兼清正徳氏によれば誤りとのこと。⁽³⁾父胤久は有栖川宮の近習であったことから、辰男も嘉永元年には有栖川宮の近習見習いとなっている。幕末政治に揺れるなか、父は文久二年に死去。この時期、彼の生涯に少なからざる

影響を与えた有栖川宮との関係が一段と深まったと思われる。兼清氏の研究によれば、辰男の京都時代、和歌は香川景恒、のちに松波資之に、また書道は山田時章に学んだほか、和学を谷森善臣に、漢学を伊藤重光にそれぞれ学んだという。維新时期に於いて彼の人生の転機となったのは、明治二年有栖川宮に從い東京に移ったことであつた。翌三年には本姓を亡父の旧姓である松浦に改め、同五年には有栖川宮を離れて太政官正院の属僚となり、翌六年に太政官式部寮記録課に出仕している。谷森善臣の和学は別として、歴史編纂への関わりはこの時期からであろう。記録課は、明治八年一時廃止され、修史局として再編される。この時、松浦は大舎人として出仕し、判任の修史局一等繕写生（写字生）に昇つた。明治一〇年、修史局の修史館への改編後には修史館八等掌記、同二〇年には修史館の内閣修史局への再編に伴い判任五等として職務を継続し、重野安繹の下で修史事業に従事している。しかし、明治二一年に内閣修史局が帝国大学内における臨時編年史編纂掛に改編される頃になると、松浦は史料による実証主義を標榜する重野の修史事業に共感する一方で、その強引な手法と距離を置くようになり、同二四年三月には重野と袂を分かち太政官の系譜を引く修史事業と決別した。その半年後の一〇月に、先帝御事蹟取調掛の編修嘱託に就任するのである。以降、編纂に邁進し、明治二九年二月二日第一稿全一四〇巻を脱稿した。その間、明治二八年四月、宮内省より同年一月死去した熾仁親王の行実編輯の嘱託を受けている（明治三二年七月刊）。明治二九年からは第二稿作成のため編修に關連した上申を活発化させ、同三〇年九月の編修組織の再編では編修委員となり、第二稿本の脱稿に向け体制を整理した。取調掛として存命の九条と嵯峨実愛は、明治三八年四月一〇日付で「去明治二四年六月奉命致シ候先帝御事蹟取調ノ

儀、其後公私ノ紀文ヲ採択シ編纂セシメ候第一稿一四〇巻、次テ其第二稿ニ係ル孝明天皇紀二二〇巻及附図等前後二回ノ検討ヲ竣ヘ事実ノ正確ナルヲ信認致シ候。猶今後ノ校勘浄書等ハ編修主任ノ者ヘ委嘱セラレ度、依テ茲二本紀校閱ノ終功ヲ上申致候⁽⁴⁾」と徳大寺掛長へ報告し、ここに第二稿を脱稿したのである。第二稿本は当初「孝明天皇紀稿」と呼ばれ、これを底本として明治三九年一月七日「孝明天皇紀」および「附図」が天皇皇后に上進されることになる。松浦は、このころ健康を害し事務局へは不参がちとなり、翌四〇年三月一日勲六等单光旭日章を授けられたが、同四二年一月七日肝臓がんのために死去した。また、死去に先立ち特旨を以て従七位を賜わっている。

さて、松浦の編修補助への就任は明治二四年一〇月一日⁽⁵⁾、翌日より事務局に出頭している⁽⁶⁾。前述したように、事務局員の仕事は史料収集と取調掛の会合への検討資料の作成・提出であつた。史料は、当然九条等取調掛からも多数提供されたが、事務局員による積極的な史料調査の形跡が明治二四年の事務局の「日記」⁽⁷⁾や九条の「備忘録」から知ることができる。編纂開始当初の代表的な調査先は、帝国大学の臨時編年史編纂掛所蔵史料や赤坂離宮の御文庫に京都から移されていた保管文書のほか、編修作業終了間際まで調査対象とされた個人文書である。因みに前掲「日記」のみから見ても、大学には明治二七年は一〇月三十一日を皮切りに、松浦・小野職忠・神谷直方によって年末までに二〇回、さらに翌年にも継続調査が行われている。赤坂離宮の御文庫については、明治二五・二六の兩年の曝涼に合わせて出仕の岩崎勝従と石野基将が五八回にわたって調査している。松浦はこれらの調査を指導すると共に、明治二五年からは中山家や三条家などの個人文書の調査を本格化さ

せている。こうした調査の内容について、現在、その全容を具に知ることは出来ない。しかし、その一面は「取調録」や書陵部所蔵「御事蹟掛文書 事実考証」上中下三冊（函架番号 四五五―一六七）により知ることが出来る。なお、収集史料の傾向については、前掲拙稿を参照願いたい。ここでは「取調録」一の第二五号文書から第四八号文書までにより、調査の概要について本稿末尾の第二表で示すに留める。

第二表からも垣間見ることが出来るように、松浦は史料調査と収集を重視していた。こうした姿勢から孝明天皇の御事蹟編纂でもっとも不可欠な史料は「宸記」である、と彼は考えた。「宸記」の存在を確認したのは、おそらくは赤坂離宮の御文庫調査の成果であろう。次に紹介する松浦の意見書【第一史料】は、「取調録」一の「第四号 御事蹟編纂ニ付松浦辰男ノ意見」として収録された「御事蹟編纂ニ付愚意」である。この意見書は、明治二六年一月七日に直接の上司であった先帝御事蹟取調掛補助桜井能監に提出されたもので、桜井に徳大寺掛長への取り次ぎを依頼した形式となっている。意見書中、「御記ハ御事蹟中ノ主眼ニテ、今更申上候迄も無之候得とも、追々国事劇繁之時勢ヲ編録仕候ニは、乍恐貴重最大之好御材料」⁽⁸⁾との認識を示し、その写本作成を強く希望している点に、この上申書の意味が集約されている。またこの上申書で、松浦は取調掛の会合開催頻度にも言及している。会合日は、明治二四年七月一六日に開かれた第二回目の会合において掛長・掛により毎月五日の日と決定された。しかし、夏期休暇後に開催された九月一五日の会合で、毎月五と一〇の日を会合日とすることに変更された。⁽⁹⁾取調掛の面々が、この月三回程度の開催頻度では早期の完成は期せないと判断したためであろう。高齢の彼等が、明治天皇より編纂を命じられた以上、自身の存命中

に編纂を終えたいと考えるのは当然である。事実、高齢化の進行と共に各取調掛の会合欠席が目立つようになり、取調掛の中心人物であった九条は第二稿本の作成に入った明治三〇年以降は再三にわたり辞職を徳大寺掛長へ申し出ている。結局、九条・久我・広幡・正親町・長谷の各取調掛は、第一表のように編纂終了を待たず鬼籍に入っている。取調掛の編修を急ごうとする姿勢から生じた会合の開催頻度は、資料を作成する事務局員にとり相当タイトであったことは想像に難くない。こうした状況を鑑み、松浦は上申書のなかで会合日の開催を週一回程度に緩和するよう求めていたのである。

【第一史料】（形状：片面八行青色罫紙四丁・墨書）

御事蹟編纂ニ付愚意

拜啓 本年之執務時日モ休暇ヲ除ケハ最早三十余日ト相成候ニ付、前途稿本上進之予算鄭ニ左ニ申上候

初稿第一巻已下第三十七卷迄ハ当年一月より本月十五日迄ニ上進仕置候。猶年内ニ第三十八第三十九第四十迄ハ差出候予定ニ有之候。右本年上進冊数之平均ハ^{但七八兩月ヲ除ク此間ノ事務半月ノ半月}凡一ヶ月四冊ノ割ニ相成候ヘトモ、是ハ一昨年冬已来漸々計画致置候結果ニテ候。然レハ明年よりハ先新タニ著手同様之上、殊ニ引用書は闕乏事実は繁多ニ付、迺モ今年上進ノ割合ニハ至リ難候間、此儀は予テ御含被下度候。

乍去猶本年モ五十之御集会毎ニ御閲覧御手持チ不相成候様、精々勤勉速成之手段は運ラシ居候へとも、御承知之通編纂之事業は落葉ヲ如掃除限も無之モノニテ局外之観トハ大ニ異ナリ候。

就テハ甚差越候申分ニ候へとも、明年ヨリ之御集会ハ前件之事情御参酌被下

候テ、一週間一會位之處ニ可被為減敷、兎モ角御檢閲ニ御猶予ヲ御与へ被下度候。

右ニ付茲ニ又一ツノ愚按御座候。其儀は御集會之度ヲ不減シテ御取調之御用ヲ増補致候一段ニ候。此一段ト申候は別儀ニテハ無之、兼々冀望仕居候宸記御拜写之事ニ候。抑御記ハ御事蹟中ノ主眼ニテ、今更申上候迄も無之候得とも、追々国事劇繁之時勢ヲ編録仕候ニは、乍恐貴重最大之好御材料ニ付、此際掛長閣下並九条公辺より御建言被為在候テ、御記御拜写御許可ヲ被為蒙候様之場合ニ立至り候儀ヲ千万冀望仕候。尤右等之儀ハ兼て御心算有之候御事ト拝察仕居候へとも、既ニ御開局以來二年余ヲ経過シテ、猶今ニ宸記ヲ出サレザルハ御事蹟上第一ノ闕儀ト乍恐甚遺憾ニ奉存上候。何トカ御勘考御相談被為在度奉懇祈候。前条僭越之至候とも存込候儀ヲ不申上打過候も、却テ如何ト存付候ニ付、不顧憚賢台迄御聞ニ入候。猶不苦候ハ、此望掛長閣下へも御上申被下度奉存候。何も可任賢慮候也。頓首謹言

明治二十六年十一月十七日

松浦辰男

櫻井從四位殿

猶以例之乱筆、時々前後錯雜之不文御推覽失敬御宥免希上候也 再白

この上申書のうち、会合日については同月二五日に「是マテ会日五十ノ日割之處、調上都合ニ依リ自今木曜日ニ改正」⁽¹⁰⁾する措置が桜井補助より掛長の達として取調掛および事務局員に口達された⁽¹¹⁾。上申書の提出から僅かに一週間である。また、宸記の写本作成についても、正確な写本時期は未詳であるが、明治三〇年の写本目録に宸記を確認できる。この写本目録は、写本作成後に「謄写書類目録」として「取調録」一の第一七号文書から第二三号文書に収

録されているもので、該当年次にすると明治二四年から同三四年である⁽¹²⁾。このうち同三〇年にまとめられた謄写書類目録には「別集秘録」の一部として、次のように御物の宸記の写本が作成された事実を朱筆で記している。

別集秘録 仮整頓

孝明天皇宸記 御原書者侍
從職之保管

四綴

第一 自弘化四年十月
至同十二月

第二 自万延元年九月
至文久元年九月

第三 安政五年公卿勅使之
事附御府文書

第四 文久元年公卿勅使之事
同年内侍所御神樂之事
事附御府文書

辛酉御祈御修法之事
元治元年宇佐御奉納宸詠

附 安政二年近衛家系桜御製 同家所藏

右九種九条道孝広幡忠礼正親町実徳嵯峨実愛長谷信篤桜井能監等拜写今仮二分類シテ四綴ト為ス

現在、この時九条等により作成された孝明天皇紀の宸記写本四冊は「孝明天皇宸記」(函架番号 四五一一二二)として、孝明天皇紀編修の発端とも関係の深い島津・近衛・九条・久世各家所蔵の宸翰の写本と共に書陵部に伝わる。

以上から【第一史料】で示された松浦の上申内容は、両者共に実現したことになる、彼がこの編纂事業において重きを置かれていたことを証している。

二、御事蹟編纂組織設立構想と事務局員の待遇改善

松浦の意見の特徴は、「御事蹟編纂ニ付愚意」に見られるように具体的な

ことで、編修環境、なかでも編纂作業に直接携わっている事務局員の待遇改善には強い意欲を示している。この点については、明確なる待遇改善として論じられるのみならず、幕末の天皇・皇族の事蹟編纂組織の設立構想と絡めて打ち出される点に特徴がある。次に挙げる【第二史料】は、「御事蹟編纂ニ付愚意」の提出の約一月後、先帝御事蹟取調掛長および取調掛宛てに提出された意見書「御事蹟編纂上ニ付内々愚意言上」(以下「内々愚意言上」)であるが、そうした松浦の手法を如実に伝えている。なお、孝明天皇の実録編纂について、本史料で「今上御追孝ノ盛業」と記し、次の第三史料中の「松浦辰男不顧憚諸ヲ言上仕候此度申上候」においてもその第一項で「先帝御事蹟編纂ノ事ハ乍恐今上陛下御追孝之聖慮」と記し、明治天皇の孝明天皇に対する「御追孝」の一つと位置づけていることには、この実録編纂が中国におけるそれとは基本的に一線を画している証として明記しておきたい。

【第二史料】(形状：無地紙本二丁・墨書)

御事蹟編纂上ニ付内々愚意言上

辰男 越権ノ言上ヲ仕候ハ恐懼ノ至ニ候へ共、心付候儀ヲ黙視致シ候モ却テ不忠ト存込候ニ付、忌諱ヲ顧ミス左ニ鄙衷ヲ上陳仕候。扱、其儀ハ御事蹟取調總体ノ組織ヲ改メラレ度一件ニテ候。当時其御場所ノ体、一方ハ麁香間ノ半^{ナカバ}、一方ハ梅之間ノ半ヲ仮用セラレ候テ漸ク事業接続ノ体、殊ニ附属室ノ如キハ別シテ光線薄弱、昼間猶灯火ヲ要シ候次第。其上各員ニ所ニ分割シテ従事致シ居候へハ、事業上取締上共ニ不便利不少候。又、時トシテ主殿寮ヨリ麁香間并附属室明渡シ什器取片付等ノ照会モ有之、殆ト寄寓之姿ニ御座候。苟モ先帝御事蹟ノ編修ヲ取扱候御場所ニシテハ甚不都合ノ事共歟ト奉存候ニ

付、省中ニ於テ他ノ局部ヲ取縮メラレ候共、是非御事蹟掛ノ一局ハ別段ニ被設置度候。右ノ如ク相成候上、猶同時ニ御事蹟編纂ノ事業ヲモ一層御拡張被為在度奉存候。元來歴史ノ必要ナル事ハ今更申上候迄モ無之候へ共、既ニ去二十二年二月品川子爵ノ建言、二十四年五月島津公爵等ノ建議、翌年二月史談会編輯員ノ請願、本年二月有爵者以下四人名連署ノ建議モ有之候通、至重至急ノ事業ナル事ハ勿論ニ御座候。右等ノ御処分ハ追々御沙汰モ可被為在候へ共、先差掛リ御事蹟編纂ノ一方ヨリ漸次ニ御拡張被為在度奉存候。御事蹟ノ編纂ト国史ノ修撰トハ大小ノ差別有之候へ共、国史ノ由リテ起ル本体ハ、則御事蹟編纂ノ事業ニ御座候ハン歟。如是重要ノ点モ前条寄寓同様ノ姿ニテハ、乍恐今上御追孝ノ御盛業モ自然十分ノ発揚ニ至ラサル歟ト深ク遺憾ニ奉存候。既ニ省中ニハ御歌所、或ハ臨時宝物取調局等ノ設立モ有之候へハ、彼是ヲ比准^{比カ}致シ候テモ事柄ノ軽重緩急ハ分明ニ御座候。右ニ付素ヨリ申上ヘキ限ニハ無之候へ共、先一旦当御掛ヲ全廢セラレ、更ニ御事蹟取調局ヲ置キ、委員長委員編纂委員書記等ノ職員ヲ設ケラレ、先帝御事蹟編纂ニ次テ猶光格仁孝二帝ノ聖蹟及皇子皇女后妃ノ御伝ヲモ併セテ御取調ノ事ニ相成候ハ、此上ノ御事歟ト奉存候。前件ノ愚意若シ御評議ニモ掛リ候ハ、本懐之至ニ御座候。此段謹テ言上仕候也。恐惶頓首々々

明治二十六年十二月二十八日

松浦辰男 印(朱印)

徳大寺正二位殿

九条従一位殿

久我従一位殿

広幡従一位殿

正親町従一位殿

嵯峨従一位殿

長谷正二位殿

桜井従四位殿

「内々愚意言上」の問題とするところは、冒頭に記された劣悪な編纂環境の改善であり、こうした劣悪な執務体制は詰まるところ薄弱な組織体であることに起因しており、そのため「当御掛ヲ全廃セラレ、更ニ御事蹟取調局ヲ置キ、委員長委員編纂委員書記等ノ職員ヲ設ケ」ること、すなわち組織改編し、それが成し遂げられれば、将来的には「先帝御事蹟編纂二次テ猶光格仁孝二帝ノ聖蹟及皇子皇女后妃ノ御伝ヲモ併セテ御取調」る機関となりうると、松浦は主張するのである。

御事蹟取調局設置構想は、彼の独創的発想ではない。「内々愚意言上」にもあるように、明治一〇年代から二〇年代は歴史編纂熱が高揚した時期といえる。宮内省は岩倉具視および三条実美の事蹟編纂を命じたのに続いて、明治二一年には「嘉永癸丑以来明治辛未ニ至ル」、すなわち嘉永六年のペリー来航から明治四年の廃藩置県まで藩政時代の国事軼掌の始末を取り調べて宮内省へ報告するよう島津忠義・毛利元徳・山内豊景・徳川篤敬に達した¹⁵。この達は漸次各旧藩へ拡大されていったが、これを契機に旧藩間における史料の交換と事実の討詢を目的に、史談会が設立されたことは周知の通りである。この史談会に参加した旧藩からは「宮内省に編集局を設けられ各家の編集を統轄して史料の編纂を大成せられんこと希望」する意見が出され、その主旨は明治二一年五月「復古記編纂ヲ乞フノ議」¹⁶としてまとめられ宮内省へ投げられた。さらに同意見書を読み、深く共鳴したのが当時宮内省御料局長官で

あった品川弥二郎である。品川は、明治二二年一月二三日に自らも宮内大臣土方久元に建議書を提出し、孝明天皇の即位から廃藩置県までの歴史編纂を行うため「宮中ニ於テ特ニ編纂ノ一局ヲ設ケル」ことを建議した。「内々愚意言上」では建議月が一月二月ではなく二月とされているが、これが同言上の「品川子爵ノ建言」であることは間違ひなからう。また、同二四年五月の「島津公爵等ノ建議」とは、山内豊景後見人たる三条実美・島津忠義・島津忠濟・池田茂政・伊達宗城・黒田長成・鍋島直大・池田輝博・蜂須賀茂昭がまとめた宮内省内に編纂局を設立する建議で、「明治中興史編輯局官制」案¹⁸と共に土方宮内大臣に提出された¹⁹。続く「翌年二月史談会編輯員ノ請願」は、明治二五年二月二〇日の「旧藩諸家事蹟取調所拡張ノ件ニ付請願」、最後の「本年二月有爵者以下四人名連署ノ建議」は同二六年二月一日帝國議會に提出された「国史編纂ニ関シ院議ヲ仰クノ請願」²¹である。このほかにも明治二四年には欧米巡視から帰国した貴族院書記官長金子堅太郎が「国史編纂局ヲ設クルノ議」²²を史談会の席上で講演するなど、当時維新史編纂、幕末の天皇皇族の御事蹟編纂への感念が高く、こうしたことを背景に松浦は「内々愚意言上」を執筆したのである。

松浦が「内々愚意言上」で著した御事蹟取調局の構想は、明治二六年に止まらない。第一稿本の完成後、第二稿本の作成に取りかかっていた明治三一年三月三日に、「此期ヲ以テ事業拡張ノ方法御要求相成可然哉」として、御事蹟編修所設置構想が松浦より取調掛補助恩地轍に稟議案²³として提出された。内容的には「内々愚意言上」よりも整理され、その主旨について孝明天皇の御事蹟をより明らかにするためには「溯リテ御近代ノ帝紀及皇親以下ノ列伝史料ヲ修シ、其本末終始ヲ貫クニアラスンハ事ノ全備ヲ見ルコト能ハサ

ルモ亦当然ノ勢」であるとして、組織改正の必要を求めている。この稟議案は具体的には、「御事蹟編修所官制案」「御事蹟編修所第一年度概算」および松浦の意見を端的にまとめた「松浦辰男不顧憚諸ヲ言上仕候此度申立候」である。このうち【第三史料】として「御事蹟編修所官制設立ノ稟議」「御事蹟編修所官制案」および「松浦辰男不顧憚諸ヲ言上仕候此度申立候」(以下「申立書」)を次に掲げる。

【第三史料】

「稟議案伺鏡」(形状：片面一三行赤色野紙一丁・墨書)

明治三十一年三月三日 編修委員(捺印「まつらたつを」)

補助

掛長

掛

先帝御事蹟取調ノ儀既ニ第一稿モ成立候ニ付、此期ヲ以テ事業拡張ノ方法御要求相成可然哉、依テ別紙御稟議案并ニ参照書類相添此段相伺候也。

「御事蹟編修所官制設立ノ稟議」(形状：片面一三行赤色野紙一丁・墨書)

先帝御事蹟取調ノ儀去明治二十四年七月以来材料採撫、既ニ先般第一次ノ編集ヲ了シ、今亦第二次ノ増校編纂ニ及ハントス。抑此事業タルヤ漸ヲ以テ拡張其ノ竣功ヲ期スルハ言ヲ俟タサルノミナラス、猶溯リテ御近代ノ帝紀及皇親以下ノ列伝、史料ヲ修シ其本末終始ヲ貫クニアラスンハ事ノ全備ヲ見ルコト能ハサルモ亦当然ノ勢ヒナリ。故ニ御事蹟取調ノ初期ニ於テ適宜ノ方法モ事業ノ進歩ニ伴ナヒテ組織ノ改正ヲ要セサルヲ得ス。而シテ今ヤ此業益ス進

マントスルノ期ニ臨ム。此際先朝史稿官撰ノ体面ヲ正シ、名実相当ノ官制ヲ設ケテ従事セシメラレンコトヲ望ム。因テ別紙官制案及経費概算書ヲ附シ以テ意見ヲ具状ス。

明治三十一年三月 日

先帝御事蹟取調掛長侯爵徳大寺実則

宮内大臣子爵田中光顕殿

「御事蹟編修所官制案」(形状：片面一三行赤色野紙一丁・墨書)

一、第一条 御事蹟編修所ニ左ノ職員ヲ置ク。

御事蹟編修所長一人勅任。省中高等官ノ内ヨリ兼任

材料ヲ芳求シ史稿ヲ総閲シ所務ヲ総理シ職員ヲ監督ス。

御事蹟編修所寄人七人以内。名譽勅任又ハ兼任待遇

長ノ命ヲ承テ材料ヲ搜集シ史稿ヲ校勘シ兼テ恒例臨時ノ旧儀ニ係ル

図書ノ調製ヲ管掌ス。

御事蹟編修所主事二人奏任 内一人省中高等官ノ内ヨリ兼任。

長ノ命ヲ承テ纂修ニ従事シ兼テ所務ヲ掌理ス。

御事蹟編修所掌記八人以内判任。

上官ノ指揮ヲ承テ庶務ヲ分掌ス。

一、第二条 主事ノ俸給ハ宮内省官制第五十条高等官俸給表ニ依リ第五俸給

ヨリ第七俸給マテノ内ヲ賜フ、掌記ノ俸給ハ同条属官官等俸給表四等以下

ニ依ル。

一、第三条 編修所職員ノ任命ハ当分試験ヲ要セス。

「松浦辰男不顧憚諸ヲ言上仕候此度申立候」(形状・片面一三行赤色野紙二丁・墨書)

御事蹟編修所官制案等之儀は実ニ狹隘ノ範圍姑息之規画ニテ辰男力素望ノ一端ニ候ヘトモ、最初より盛大ナル拡張ヲ謀リ候テモ到底事ノ成ラサルハ必然之儀ニ付、先ツ即今行ナハレ易キ方法案ヲ以テ稟議仕候事ニ御座候。今ヤ上下ノ人心歴史ノ国家ニ必用ナル感ヲ起シ、一日モ早く正史ヲ觀ン事ヲ希望スル時期ニ臨ミタレハ、省議必敏活ナル可シトハ奉存候得共、万一優柔不斷其機ヲ失スルノ儀ナシトモ難申候間、左ニ其官制ヲ設ケサル可カラサル要旨ノ一二ヲ録シ御参考ノ一端ニ供シ候也。

明治三十一年三月三日 編修委員松浦辰男 印

一、先朝御事蹟編纂ノ事ハ乍恐今上陛下御追孝之聖慮ヲ奉戴シ、国史ノ厚素ヲ完全ナラシムル事、之ニ従事スル者ノ責任ナラン。此責任ヲ尽サシメント欲セル相当ノ官制ヲ設ケサル可カラサル事、又当路者ノ責任ナルヘシ。

一、本省昨年御歌所ノ官制ヲ設ケラル。歌道尤重ンスヘシト雖トモ、其実歴史ノ下ニ位スルハ論ヲ俟タス。況ヤ明治中興ノ原因、我帝国歴史ノ立脚根元タル先朝ノ御事蹟ヲ軽忽ニ附スヘカラサルハ解セスシテ明ナラン。

一、官制ヲ設ケスシテ此大事業ノ成効ヲ期スルハ、工場器械等ヲ備ヘスシテ大建築ニ従事スルカ如シ。イカナル敏腕有力ノ技手ト雖モ、堅実ナル家屋ヲ作ル事能ハサルハ自然ノ理ナリ。

一、官制ヲ設ケサル限ハ所謂蔭裏ノ仕事ナレハ、他ノ官民ニ向テ材料ヲ

求ムルモ信用ヲ得サルノミナラス、彼其贊助ノ力ヲ我ニ与フル事モ甚薄シ。是事業ノ不敏ト材料ノ不備ヲナス一因ナリ。

一、聞ク、有志者設立ノ史談会ニ本省補助費ヲ賜フト。然ラハ内外本末ノ理ニ於テモ此御事蹟編纂ノ事業ニ十分ノ保護、十分ノ便益ヲ与ヘラレン事又当然ノ理由ナルヘシ。

右は口上ノ手控ニ御座候間、御覽後御却下奉願候也。

この【第三史料】は、【第二史料】と比較すると官制案・予算案などを添えて、より整理された内容となっている。しかし、「内々愚意言上」で提唱した御事蹟取調局にせよ、設置目的は幕末以降の帝紀および皇親以下の列伝の編纂ではあるが、決して具体的な構想や組織案を打ち出しているわけではない。「内々愚意言上」は、編纂事業について「御事蹟ノ編纂ト国史ノ修撰トハ大小ノ差別有之候へ共、国史ノ由リテ起ル本体ハ、則御事蹟編纂ノ事業ニ御座候ハン歟」と強い自負を示し、その一方で現状の劣悪な環境に「如是重要ノ点モ前条寄寓同様ノ姿ニテハ、乍恐今上御追孝ノ御盛業モ自然十分ノ発揚ニ至ラサル歟ト深く遺憾ニ奉存候」としている。同様の視点は「松浦辰男不顧憚諸ヲ言上仕候此度申立候」中の「先朝御事蹟編纂ノ事ハ乍恐今上陛下御追孝之聖慮ヲ奉戴シ、国史ノ厚素ヲ完全ナラシムル事」という言葉からも分かる。両者に共通しているのは、孝明天皇の御事蹟編纂の事業が明治天皇の「御追孝之聖慮」を体现しているのだという編纂事業への自負と、現実には編纂主体である先帝御事蹟取調の組織が宮内省の一部局として位置づけられておらず、「御歌所」や「臨時宝物取調局」などより格下に位置づけられていることへ

の不満なのである。松浦にとり、先帝御事蹟取調の組織も「官制ヲ設ケサル限ハ所謂蔭裏ノ仕事」と言えた。松浦は、こうした組織の有り様は組織の信用を不十分なものとしており、事業の進行上で史料調査などにも影響していると記している程である。しかし先帝御事蹟取調の場合、實際上、掛長が侍従長の徳大寺であり、取調掛の中心は掌典長の九条で、取調掛補助には内大臣秘書官が就任している組織に不審を抱く者があつたのであろうか。史料提供を官制がないからといって、協力を得られない状況が頻発したのか。前掲の事務局による「日記」に記された日々の史料調査や借用返却の遣り取りからは、官制がないことで編纂が困難な状況にあるとは見えない。

こうしたことから、彼の編纂組織設置の主張を額面通りに受け取ることが出来ないとするれば、真の目的は何か。第一稿本完成後の彼の意見を見る限り、彼はなかなか実現を見ない編纂所の設置を第一に希望していたのではなく、本意は官制による事務局員の地位の安定と、そこから生まれる御事蹟の編纂事業に対する事務局員のモチベーションの高揚とを目論んでいたと考えて間違ひなからう。その事務局員に自らを含むことは言うまでもない。以上のことを換言すれば、松浦自身は編纂事業の円滑なる推進を図るために官制設置を含む編纂環境、とりわけ事務局員の待遇改善を企図しているのか、もしくは宮内省における御事蹟の編纂組織の設立を純然として求めているのかといえは、当然前者であろう。事実、明治二九年末の第一稿完成以降、松浦の第一の主眼は事務局員の待遇改善に収斂されている。

次の【第四史料】は、第二稿作成の諸準備が進む明治三〇年九月一五日に松浦より恩地取調掛補助に提出された願書写の別紙二通の内の一通「愚意言上」である。²⁴ もう一通は後述する「御事蹟第二稿着手方法概略」である。

第一表のように、恩地は一日に取調掛補助に任命されているが、願書本文の冒頭に「昨日御内諭之御趣意ニ原つき」別紙を恩地に提出するとあるので、この「愚意言上」は恩地から第二稿本作成についての意見を求められたことに対して発信されたことが知られる。

【第四史料】（形状：片面・片行赤色宮内省罫紙二丁・墨書）

愚意言上

一、御事蹟取調掛ノ御方々ニテ今一層材料御搜索被為在度事。

一、先朝ノ宸記及故朝彦親王ノ御記御日観御申請被為在、以テ御謄写被為在度事。

一、現今ノ囑託編輯附属雇ノ人員ハ一旦全廃、更ニ左ノ組織ニ御改正被為在度事。

編修委員 一人

書記 五人 但内一人主計等ノ庶務兼勤

取扱判任ニ准ス、月給十二円以上二十円以下

給仕 一人 月給六円

〔下札〕

明治二十四年七月ノ御予定ハ如左

編修員 三人

月給三十円一人 二十円一人 十五円一人

雇 十人

月給十円一人 九円二人 八円三人 七円四人

一、当掛ニ奉仕ノ輩ハ幾年間勤続致候テモ課局ノ官吏ト異ナルヲ以テ、恩給或ハ満年賜金等ノ恩典ニ浴セサル者ナレハ、彼是御酌量ノ上業務勤勉ノ者ヘ二季ニ多少ノ慰勞金ヲ御付与被為在度事。

一、編輯委員ハ書記以下ノ勤怠ヲ監督シ、其賞罰ハ掛補助ヲ経テ掛長ニ上申致候内規ヲ被為立度事。

一、書記ハ編輯委員ノ指示ニ從ヒ編纂事業ヲ分掌仕候様致度事。

一、組織御改正等ノ方策ハ甚越権恐懼ノ至ニ候得共、失礼ヲ不憚猶別紙御参考まで御内覧ニ供候也。

明治三十年九月十五日

松浦辰男

恩地從六位殿 座下

二白 編纂ノ場所ハ当時ニケ所ニ相成居候ても、支室ニ階ノ方ハ一纏メニ相成、一方ハ物置ニ致置度。左スレハ白昼燭ヲ点ル勞モ無之、取締上ニモ都合宜哉ト奉存候也。

この「愚意言上」の第一・第二兩項は史料の収集に係わることで、具体的な内容を除けば、すでに「取調概記」の第五条で織り込み済みである。⁽²⁵⁾ 従つて新規の要求は、第一に組織改編による事務局員の役職と職務内容および命令系統の明確化であり、第二は俸給の増額、第三は年二回の慰勞金支給であった。このうち第一は、「愚意言上」の一〇日後の二五日に、従前の編修および雇員等は廃止され、これに代えて編修委員一名、書記五名が置かれ、松浦を編修委員に、小野・岩崎・橋本・木崎・西三条をそれぞれ書記とする⁽²⁶⁾ことが掛長名で達せられた。先の取調掛の会合日変更と同じく、松浦の要求に対する素早い対応が目立つ。また、同日職掌と命令系統についても

一、編修委員ハ書記以下ノ勤怠ヲ監督シ専ラ編修ニ従事ス

一、書記ハ編修委員ノ指揮ニ從ヒ編修事務ヲ分掌ス

と掛長よりの達が出され整備された。⁽²⁷⁾ しかし、経費と関係する第二と第三の要求については即応された形跡は確認できないが、第二の増額は同三一年の六月から実施され、また要求に掲げていなかった夏期休暇も同年七月から宮内省職員同様に認められている。⁽²⁸⁾ 明治三一年三月に松浦の御事蹟取調の仕事は「官制ヲ設ケサル限ハ所謂蔭裏ノ仕事」という訴えは、「愚意言上」中の「当掛ニ奉仕ノ輩ハ幾年間勤続致候テモ課局ノ官吏ト異ナルヲ以テ、恩給或ハ満年賜金等ノ恩典ニ浴セサル者」という意識と直結しており、松浦は事務局員の宮内省職員並の処遇と編纂事業へのモチベーションを高めない限り、第一稿以上に精緻な編修作業が求められる第二稿の完成は期しがたいと考えたのであろう。この点で、松浦の構想に沿つて種々の改善を宮内省が認めたという事実は、宮内省側の明確な回答として松浦と事務局員に伝わった。その意味で、組織の恒常化をキーワードとした松浦の御事蹟取調局、それに続く御事蹟編修所の設置意見は、歴史編纂機関の設置要求という省外の動向を巧みに利用した松浦を勝利へと導いたといえよう。

以上のように、御事蹟編纂を最重視する松浦が、事務局体制の充実と事務局員のモチベーションを高揚させる一方法として考え出したのが、現組織の御事蹟取調局や御事蹟編修所への改編による宮内省内の一部局化構想であった。もつとも、御事蹟取調掛が現実に御事蹟取調局や御事蹟編修所として再編されれば、松浦にとり申し分のないことであり、かかる二通の意見書の提出に消極的になる要素はないのである。因みに、この「愚意言上」による第三の要求である慰勞金も、勲励等の名目で同三二年一二月から支給されるよ

うになり、松浦による御事蹟編修所等の設立意見は、【第三史料】を限りとして、これ以降確認できない。

三、第二稿本作成と「孝明天皇紀」の印刷

前述したように、明治二九年末に第一稿を脱稿するが、これと前後して第二稿の編纂に係わる諸意見が松浦により出される。このうち、最も早い時期のものが同年一〇月五日に徳大寺掛長と九条取調掛に提出された「御事蹟編輯ニ付愚意言上」⁽²⁹⁾である。先にも述べたが、松浦の意見書は通常きわめて具体的であるので、第二稿の編纂に臨む彼の考え方が知られる一方、第一稿本作成時の問題点も明確となっている。

【第五史料】（形状・無地紙本一紙・墨書 一八・九cm×四九・五cm）

（封書）御事蹟編輯ニ付愚意言上 松浦辰男

（本文）

辰男謹上

先帝御事蹟初稿之儀当年中ニ編成上進之予定ニ付、其後之方法ハ思召モ被為在候御事ト奉存候へとも、辰男最前ヨリ奉命従事仕居候事故、不顧憚左ニ愚意之要件ヲ御参考旁言上仕候。呉々も越権ニ涉リ候廉ハ御寛恕奉願候。

一、初稿編成ニテ所課御取調ハ先御結了之姿ニ候へとも、御開局已来未た

此御取調之為ニ京師ニ御出張之事ナキハ遺憾ニ奉存候。其材料ノ有無ハ難計候へとも、第二稿ニ先タチテ此闕ヲ被為補度。尤東京住之御同族中議⁽³⁰⁾伝経歴之諸家へモ親ク御車ヲ被任御熟談被為在度奉存候。

一、第二稿ハ即御撰定本ト相成候事故、其編輯組織ニ御更革可被為在儀と奉存候へとも、愚考ニハ勅撰ニ被准、総裁并編纂委員長及委員、検閲員等ヲ被為置度奉存候。従前ハ御取調ノ材料ヲ編録之体ナレハ辰男等之ヲ專掌仕候テモ強テ御不体裁ニ被為在間敷敷ニ候へとも、彌御撰定トナラハ名実ヲ被正候方、自ツカラ御書物柄ヲ御崇敬被遊候筋ニ相叶可申敷と奉存候。随テ其淨写生モ尋常之謄写物ト事異リ、至貴至重ナル手話⁽³¹⁾宸翰等ヲ拝写仕候事故、ソレ相応ノ御取扱被為在候ハ、重畳ニ奉存候。

一、初稿書名之儀ハ不取敢今名ヲ以テ題シ置候へとも、御事蹟之文字何トナク重カラサル様ニ相聞工候間、第二稿ニ於テハこれも御撰扱被為在度候。孝明天皇実録ナト如何可有之敷、猶御評決被遊度奉存候。又初稿ニハ前紀本紀ノ別有之候へとも、編輯上別ニ必用ヲ不感候間、第二稿ニハ削除仕候方可然敷と奉存候。但第二稿ハ既ニ御檢閲済之初稿本ヲ増補訂正致シ、淨写之上更ニ御閲覽被為在候様仕度候。

右条記之外編輯上之細目ニ至リ候テハ多端有之候へとも、先其概略ヲ録上稟請仕候也。恐惶頓首々々

明治二十九年十月五日

松浦辰男

御事蹟取調掛長 徳大寺侯爵閣下

御事蹟取調掛 九条公爵閣下

「御事蹟編輯ニ付愚意言上」によれば、調査のための京都出張は第一稿段階では認められていなかったことが知られる。もともと京都における史料調査は在京の山本復一が従事しており、第一稿本作成時の明治二六年三月にも

東坊城家所蔵の「異国一件」（安政四、同五年）をはじめとして、「勸修寺経理卿日記」「村井政礼日記」「久世通熙卿手記」「菅葉（五条為定日記）」などの史料収集を行っている。山本は松浦と同じく修史館勤務の経歴を持ち、周知のように『岩倉公実紀』の編纂に携わっていたが、孝明天皇の御事蹟編纂には特段役職にあつたわけではない。その彼は、多くの場合京都に於いて写本を作成して、東京へ収集史料として郵送していたことが、取調掛の各「日記」から知られる。ここで言う松浦の要求は、事務局員を直接京都に派遣したいというものであるが、前掲「日記」を見る限りでは、明治三二年三月一日四日に西三条実義と小野職忠に対して京都出張が命じられたのが最初である。西三条の出張は、附図の關係であろう。また、東京在住の關係者に限らず、第二稿では取調掛關係者のほか、当事者や關係者などへ接触を試みていることは第二表で示したとおりである。また、先に触れたように「御事蹟掛文書 事実考証」にも、交渉關係文書が多数含まれており、第二稿時関連文書が圧倒的に多い。松浦は「初稿編成上進ノ名ハ随分立派ニ候ヘ共、実ハ故アリテ速成ヲ要シ候稿本故、マズキ所甚多ク編輯者自ラモ恥入候位³⁰」と恩地取調掛補助に書き送っているように、史料調査と収集の不足を強く自覚していたことが、かかる条項を盛り込んだ理由であろう。

第二項目の組織再編についての松浦の意見はすでに述べたとおりであるが、彼は第二稿を天皇の撰定本と位置づけ、事務局員の処遇とその浄書について触れている。この点については「孝明天皇紀」の活版印刷で触れる。第三項目は書名についてである。書名はこの意見書中にもあるように当初「孝明天皇御事蹟」と題されていたが、明治三〇年九月一日松浦が今後の作業方針をまとめた「御事蹟第二稿着手方法概略」³¹（以下「概略」）には、その第

三項で「第二稿ニ於テハ更ニ御書名御撰定被為在度事 仮ニ孝明天皇紀稿、又ハ先朝史料ナト如何、猶御示命ヲ乞フ」と記して、【第五史料】中の「孝明天皇実録」との書名とは別に「孝明天皇紀稿」「先朝史料」を一例として挙げている。「稿」が書名末尾に付いているが「孝明天皇紀」の書名の初出であろう。

最後に第二稿完成後の浄書問題について触れておきたい。【第五史料】第二項にもあつたように、松浦は第二稿は御撰定書となるので、「浄写生モ尋常之贍写物ト事異リ」慎重の上にも慎重を要することを承知していた。しかし、墨書による浄書では一字間違えれば書き直しという具合で、浄書に多大な時間を費やさねばならない。これを解決するため、松浦は活版印刷という方法を第二稿の完成段階で採用しようとしたのである。印刷採用に関する意見書は、明治三六年一月および三月の二回にわたって徳大寺掛長宛に提出されたが、本稿では最初に出された「孝明天皇紀印刷之儀ニ付愚意言上」³²を次に掲げる。

【第六史料】（形状・片面一〇行赤色宮内省野紙二丁・墨書）

孝明天皇紀印刷之儀ニ付愚意言上

当掛編纂事業前後計画ノ概況ハ既ニ一昨三十四年十一月掛補助ヲ以テ申上置候処、其後増校ノ第二稿本ハ九条殿久我殿嗟峨殿悉皆御閱了、故長谷殿ハ第八二冊迄御檢閲ヲ遂ラレ候。

右二付三十四年冬已来現今ニ至リ専ラ繕写修正致居候ハ、即第三回ノ草本ニシテ、奏覧本ノ原稿ニ候。此原稿今年中ニハ編成ノ見込ニ付、明年ヨリハ浄写ノ時期ニ相成候。

右ニ付斯業初稿以来ノ経過ニ由テ前途ノ成功ヲ愚考仕候ニ、全部百二十一冊許ノ大部ニ候ヘハ、到底手写本ニテハ一部ヲ校写致候ニモ二ヶ年已上ノ歲月ヲ要シ、且字句ノ誤脱モ多少免カレ難ク、其上各自ノ書風モ一体致シ難ク候ヘハ、出来バエ如何可有之歟ト奉存候。

右ニ付其謄写ノ歲月ヲ縮メ、区々ノ書風ヲ一定シ、誤脱ノ改写等ヲ省カン為メ、仮ニ活版ヲ代用シテ奏覽本以下数部ヲ印刷セラレ度奉存候。然時ハ前述ノ便益ノミナラス、去二十四年夏已来御取調相成候御事蹟ニ於テ後世散佚ノ懸念モ無之ト奉存候。仮令他年發見ノ好材料ヲ以テ重修相成候共、一先今回ノ編成本ヲ以テ印刷ニ附セラレ斯業ノ完結ヲ奏セラレ度奉存候。

右ニ付本紀材料ノ探索上一、二閲読ヲ得サルモノ有之候ヘ共、際限ナク其出ツルヲ待居候モ迂遠ノ至歟ト存候ニ付、今年中之ヲ獲ルノ手段無之候ハ、現今ノ稿本ヲ以テ結局ノ御断行被為在度奉存候。猶詳細書状ハ別紙ニ具シ、謹テ言上仕候也

明治三十六年一月

編修委員 松浦辰男（印）

掛長閣下

史料末尾にある「詳細書状」とは別紙の「副申」を指すが、「副申」は掛長が疑問と想うであろう点を想定して作られた一種の想定問答書である。そのなかで、印刷のモデルケースとして挙げられているのは、松浦自身が編纂に携わった「熾仁親王行実」であった。天皇の御事蹟と皇族の行実とは自ずと性格を異にするので同一に見ることは出来ないが、宮内省としては少なくとも御事蹟を印刷で行う前例がないわけではなかった。さらに、複数の部数を印刷し図書寮等で閲覽を許せば、秘本を用いての編纂の内容が外部に漏れ

るといふ懸念に対して、第一点には「奏覽本以下僅々ノ部数ニ止マリ候ハ、御差障被為在間敷」とした上で、第二点目として「秘物ト致居候宸翰既ニ民間流布ノ近世史中記載ノモノモ多ク有之候上、紀事ニ於テ舛訛ノ説モ不少候。如斯類ハ此本紀ヲ得テ初テ明ラカナル可シ」と一般圖書の誤謬を正すためにも必要だと説明する。また、活字は誤りが多いという意見に対しては「是ハ校合ノ不行届ヨリ来タル失ニテ、活版ノ弊ニハ無之」と反論している。また、不必要な部分もあるので印刷の必要はないとする意見に対しては「本紀ハ事実ノ真相ヲ顯サンカ為メ原文ヲ其儘収載セシ編年体」の史書として、全体を隠すことなく印刷することを主張して、この意見を排している。御事蹟、すなわち天皇紀を後世に伝えたいという明確な意志と姿勢が松浦の中で貫徹していることは、賞賛に値しよう。

ところで、本文書には欄外に朱筆による書き込みがあり、これによると松浦の意見書は一月一七日に足立正聲取調掛補助を経て掛長へ上申され、二月一二日に回答されたが、掛長と補助の「所意示命」により意見書を再度提出することになる。これが三月一六日に提出された第二回目の意見書であるが、ほぼ同趣旨が記されている。強いて追加説明の部分を探せば、徳大寺掛長より新たな事実が判明した場合、どうするのかという質問に対して「秘府ノ御書類ヲモ見セ被下候時期到来致シ候ハ、既成ノ印本ヲ土台トシテ、更ニ重修増校ヲ命セラレ謄写本ヲ以テ最後ノ御上奏ヲ命³³⁾じられては如何かと回答している。つまり現段階で分かっていることは印刷本として終了し、以後明らかなる事実が出てくればそれを書き加えた謄写本を作成して奉呈すればよいというのである。「孝明天皇紀印刷之儀ニ付愚意言上」の末尾にも「今年中之ヲ獲ルノ手段無之候ハ、現今ノ稿本ヲ以テ結局ノ御断行被為在度」とある

ように、この時期、松浦はこれ以上御事蹟の完成を遅らせないという決心であったように見える。編纂開始から一二年を経て、史料調査の現状、取調掛の高齢化などから、編纂事業を牽引してきた指導者として、事業に決着を付ける時期を考えるに至っていたのであろう。

おわりに

「孝明天皇紀」編纂における、松浦の果たした役割を彼の意見書・上申書から見てきたが、そこから見えてくる松浦像は史料を駆使した実証主義による天皇紀編纂に集中する研究者としての側面と、その一方で編纂環境の整備に勤しむ指導者としての姿である。従来、桂園派の歌人として田山花袋や柳田国男との交流が研究の対象となってきたが、今回歴史研究者と編纂組織の指導者としての側面を一部明らかにし得たと考える。

最後に、紙幅等の関係から今回触れることの出来なかった点について簡単に述べておく。それは明治三〇年一月一日松浦から徳大寺掛長宛に提出された「孝明天皇紀稿」の凡例案³⁴である。本稿の主旨は、あくまでも松浦の意見書・上申書から見た松浦像を見ていったため、彼が作成したと確信出来ない場合は対象として取り上げていない。しかし、同凡例案は編修委員であった松浦の指導力なくしてはまとめられなかったことは疑う余地はない。この凡例案には、第二稿を「孝明天皇紀」としてまとめる上での基本方針が列記されている。すなわち、①御事蹟対象時期を誕生から崩御迄とし、②編纂には本文のほか附図を追加する。③本文は編年綱目体を主とし記事本末体も併用し、④事実と編者意見の明確な分離と考証の付記等、第二稿の基本形態

が決められた。同年二月一六日の取調掛の会合においてほぼ原案通りに凡例案が完成し、これにより編修委員および書記は、松浦の意見に沿った形で編纂作業の効率的運営と、取調掛への編纂上の説明に合理的な根拠を手に入れたのである。特に、新たに加えられた附図作成は「明治天皇紀」にも引き継がれ、この意味でも「孝明天皇紀」は近代の御事蹟編纂の一形態を生み出したと言える。

註

- (1) 拙稿「宮内省の事蹟調査と『孝明天皇紀』編纂」『史潮』六三 四九頁
- (2) 先帝御事蹟取調掛「孝明天皇御事蹟取調録」(以下、「取調録」) 一 第二号文書。略年表のひな形は取調掛補助の桜井能監が作成したようである。九条家本「孝明天皇御事蹟調扱書類」(以下「調扱書類」)には、道孝が取調掛に就任した六月二九日から明治二八年二月二三日までの日誌「備忘録」がある。これによると七月八日条に「概略年表一冊桜井氏ヨリ落手ス」とある。なお、この時に掛員に配布された年表が前掲九条の「調扱書類」中には「孝明天皇御事蹟略年表」として、また嵯峨実愛の旧蔵文書中には「先朝御事蹟年表草」(函架番号 四五五―一九)として残されている。もともと、両者ともに書き込みは殆どなく、この年表方式が十分に機能したか否かは不明。
- なお、九条家本「孝明天皇御事蹟調扱書類」は九条道孝の取調掛時に作成された御事蹟編纂関連文書で、一件三五点から成る。前掲拙稿には、「編纂之起因」等の主要文書を用いているので参照願いたい。
- (3) 松浦の伝記・評伝としてまとめたものに兼清正徳『桂園派最後の歌人松浦辰男の生涯』(作品社 平成6)がある。同書は副題にもあるように、桂園派の歌人として知られた松浦の生涯を描いた作品であって、孝明天皇紀編纂の当事者としての記述はほとんどない。
- (4) 明治三八年四月一日九条道孝宛松浦辰男書翰同封嵯峨実愛書付(前掲「備

忘録)

- (5) 前掲「取調録」一 第六号文書
- (6) 前掲「調拔書類」所収「備忘録」。「編修補助」の役目も、「明治二十九年二月中之現員」(「取調録」一 第六号)によるもので、正確な肩書は未詳である。
- (7) 前掲「取調録」一 二
- (8) 前掲「取調録」一 第四号文書
- (9) 前掲「備忘録」明治二十四年九月十五日条
- (10) 前掲「備忘録」明治二十四年一月二十五日条
- (11) 前掲「取調録」二 明治二十四年一月二十五日条
- (12) 「取調録」一に収録されている謄写書類目録は、「第一七号 謄写書類目録(自二十四年七月 至二十五年二月)」、「第一八号 謄写書類目録(二十五年)」、「第一九号 謄写書類目録(二十七年)」、「第二〇号 謄写書類目録(二十八年)」、「第二二号 謄写書類目録(二十九年)」、「第二二号 謄写書類目録(三〇年)」、「第二三号 書籍目録附絵図類(三十四年)」。第一七号から第二二号までは、表題からも分かるように孝明天皇紀第一稿作成のために作成した写本目録で、第二二号が第一七号から第二一号迄の書写本をまとめている。さらに明治三四年まで収めたのが第二三号であるが、同号は朱による訂正が多く、書類目録の稿本であることが知られる。因みに第二二号の冒頭には「此書ハ明治二十四年七月以来三十年十月ニ至ルノ間当掛ニ於テ謄写セシ御府及諸家ノ墨宝ニシテ第一輯ノ装釘本ナリ。部数一百十二冊、数三百二十三。此外得ルニ随テ抄セシ所ノ書類若干アリ。皆直ニ稿本ノ貼綴ニ充ツ。又目録中秘冊ト印スルモノ、則秘ノ最タル故ヲ以テ濫ニ之ヲ局外ニ出スヲ禁ス。其余モ亦認可ヲ得ルニ非スンハ他ニ貸付スルヲ許サス。是唯縦覧ヲ吝ムニ非ス。此墨宝ヲ重ンスル所也」と、明治三〇年一〇月三〇日付けの先帝御事蹟取調掛編修委員の撰文がある。ここで言う編修委員は松浦自身である。
- (13) 「取調録」一 第二二号文書
- (14) 「取調録」一 第五号文書

- (15) 書陵部宮内公文書館蔵「殉難者及旧藩事蹟取調録」明治三二年 第一号文書
- (16) 史談会『近世史料編纂事業録』明治二八 九頁〜一三頁
- (17) 前掲『近世史料編纂事業録』一四頁〜二二頁
- (18) 前掲『近世史料編纂事業録』五三頁〜六六頁
- (19) 「取調録」一の第一号文書として「編輯局設立之議」と「明治中興史編輯局官制」が編冊されている。「謹テ案スルニ治乱ノ源ヲ審ニシ成敗ノ蹟ヲ明ニシ以テ国體ノ鞏固ヲ千歳ニ維持スル所ノモノハ史ヨリ善キハナシ」で始まる第一号文書は、前述した同二十四年五月の「島津公爵等ノ建議」と同内容である。第一号という編冊の構成から考えれば、先帝御事蹟取調掛はこの「編輯局設立之議」を受けて設置されたように見える。しかし、同号をそのように考えることにはやや不安がある。その理由として、第一に同号の建議の差出人名が「侯爵山内豊範後見人」として三条実美・島津忠義・島津忠濟・池田茂政・伊達宗城・黒田長成・鍋島直大・池田輝政・蜂須賀茂韶となっており、本文に記した建議者と異なる点である。具体的に示せば、第一号文書の「侯爵山内豊範」は明治十九年に七月一三日に死去しており、後を継いだ豊景は幼少であったことから後見人の三条実美が建議に了承して署名したことが前掲『近世史料編纂事業録』(五三頁)にある。第二に池田輝政は岡山藩池田家宗家初代であり、ここに登場し得ない。これに対し「島津公爵等ノ建議」の場合の輝博は、同じ侯爵でも鳥取の池田侯爵家で当時生存しており、明治二十七年以降、名を仲博と改名しており、「島津公爵等ノ建議」には改名以前の名前が正確に記されている。こうした不正確な文書を以て先帝御事蹟取調の組織を設けたとは考えにくいし、また「明治中興史編輯局官制」で総裁には親王を補するとあることにも実態と合わない。以上から、「取調録」一の第一号文書はあくまでも参考資料として残されていた不確かな建議書の写しを安直に編冊した結果のように思える。
- (20) 前掲『近世史料編纂事業録』九八頁〜一〇三頁
- (21) 前掲『近世史料編纂事業録』一四九頁〜一五四頁
- (22) 前掲『近世史料編纂事業録』三九頁〜四六頁

- (23) 前掲「取調録」一 第一五号文書
- (24) 前掲「取調録」一 第一〇号文書
- (25) 宸記はこの年に写本が九条らにより筆写され、「朝彦親王ノ御記御日観」について、明治三十三年四月一六日に麹町区紀尾井町伏見宮邸内の故朝彦親王御行実編輯掛へ拝観の照会を行っている。
- (26) 前掲「取調録」二 明治三〇年九月二五日条
- (27) 前掲「取調録」一 第九号文書
- (28) 前掲「取調録」三 明治三二年七月二二日条
- (29) 前掲「調扱書類」収録。
- (30) 前掲「取調録」一 第一〇号文書
- (31) 同右。全文は次の通り。
- 御事蹟第二稿着手方法概略
- 一、御検閱済ノ初稿ハ可成早急ニ御下付相成度事。
- 一、初稿御下ケ相成候ハ、更ニ同様ノ写ヲ作り其本ヲ以テ筆削訂正第二稿ノ原本ト可仕事。
- 一、第二稿ニ於テハ更ニ御書名御撰定被為在度事。
- 仮ニ孝明天皇紀稿、又ハ先朝史料ナト如何、猶御示命ヲ乞フ。
- 一、第二稿は全篇脱稿ノ上浄写シテ奉進仕度事。
- 一、初稿ノ再写及校正等ハ当分現在ノ人員ヲ以テ従事為致度事。
- 但、本費ノ都合ニ寄リテハ臨時雇写字生一兩人増員致度、又二稿清書ノ期ニ至リ候ハ、能筆ノ人ト御入替被成度事。
- (32) 前掲「取調録」一 第五二ノ二号文書
- (33) 同右
- (34) 前掲「取調録」一 第一二号文書

第一表 孝明天皇紀編纂主要関係者一覧

	人名	就任	退任
先帝御事蹟取調掛長	徳大寺実則	明 24. 6. 29	明 40. 3. 18
先帝御事蹟取調掛	九条道孝	明 24. 6. 29	(明 39. 1. 4 没)
先帝御事蹟取調掛	嵯峨実愛	明 24. 6. 29	明 40. 3. 18
先帝御事蹟取調掛	久我建通	明 24. 6. 29	(明 36. 9. 28 没)
先帝御事蹟取調掛	広幡忠礼	明 24. 6. 29	(明 30. 2. 19 没)
先帝御事蹟取調掛	正親町実徳	明 25. 1. 8	(明 29. 10. 31 没)
先帝御事蹟取調掛	長谷信篤	明 24. 6. 29	(明 35. 12. 26 没)
先帝御事蹟取調掛補助	桜井能監	明 24. 7. 2	明 30. 9. 7
先帝御事蹟取調掛補助	恩地轍	明 30. 9. 11	明 33. 2. 27
先帝御事蹟取調掛補助	足立正聲	明 33. 2. 27	明 40. 3. 18
編修嘱託 編修委員 (明 30. 9. 25)	松浦辰男	明 24. 10. 19	明 40. 3. 18
出仕 編修補員 (明 27. 6. 27)	藤嶋宗保	明 24. 7. 1	明 30. 3. 13
出仕 書記 (明 30. 9. 25)	小野職忠	明 24. 9. 16	明 40. 4. 27
出仕 書記 (明 30. 9. 25)	岩崎勝從	明 24. 7. 30	明 40. 3. 18
出仕 書記 (明 30. 9. 25)	橋本定久	明 25. 3. 8	明 40. 4. 27
写字 書記 (明 30. 9. 25)	木崎三郎	明 25. 2. 2	明 26. 12. 2 明 40. 3. 18
出仕 書記 (明 30. 9. 25)	西三条実義 (風早実義)	明 25. 3. 11	明 32. 12. 28
書記	真島景耀	明 35. 1. 8	明 40. 3. 18

第二表 「孝明天皇御事蹟取調録」一 目録第 25 号～第 48 号

	目次表題	作成年月日	内 容
25	島津家国事鞅掌史料編纂要領	明 24. 6. 11	『孝明天皇紀』編纂の参考資料か? 「島津家国事鞅掌史料ヲ編纂スルニハ事柄ノ大小輕重ニ依リ左ノ各日本条ニ附記ス」る本条と「本条附記ノ概目」とから成る
			島津家国事鞅掌史料目録
			「島津家国事鞅掌史料草稿」・「旧邦秘録」等員数書き上げ
26	議奏言渡目録	明 24. 7. 1	(内大臣秘書官桜并能監宛旧儀式取調掛作成目録) 天保 10 ～慶応 4 年 (27 冊)
		明 24. 6. 30	内大臣秘書官桜并能監宛旧儀式取調掛「証」(抜粹寄贈証)
			「式部職之部」(「言渡」嘉永 7 年～慶応 4 年、天保 7、同 10 年)「内閣之部」(「議奏記録」「飯山藩記録」「盤錯録」「脱走兵某箱館戦記」「橋本實麗手記」「橋本則順鶴津一掃記」「戊辰新聞記」「戊辰年戦争中出兵死傷人員調」「赤塚源六北地日記」「浅田惟季北戦日誌」「徳島藩記)」「図書寮之部」(「執取詰所記」)
27	仁孝天皇皇親系図		図書寮取り調べの皇統譜皇親ノ仁孝天皇部分
28	孝明天皇皇親系図		表紙に桜并能監補助ノ註記にて「図書寮取調皇親系図中孝明天皇ノ御分ノミヲ拔書シ、図書助田邊新七郎より差出シタル分 明治廿四年七月七日落手(「能監」印)」とあり
29	合印御書類所在区分	明 24. 8. 5	「記」 一、合印御書類 是ハ元来式部職ニテ保管シ京都御所広庭御文庫ニ在リ。其内追々東京へ取寄現今ハ其所在左之通 一、式拾六箱 内事課御預リ、 一、六箱 宸翰掛御預リ、 一、式箱 式部職御預リ 一、式箱 和宮御縁組一件(一箱)・浪華行幸御用記(一箱)〔明治十年一月式部寮ニ於テ取寄セ岩倉右大臣殿ヨリ修史館へ被相渡候事〕 一、六拾式箱 京都御文庫ニ在リ。 右之通候也 外ニ明治五年式部寮ニ於テ京都御文庫取調之節合印御書類ノ外ナル勅封書類十一箱東京へ取帰り六年二月十四日宮内省へ引渡候処御炎上ノ節焼失セシモノカ現今ハ四箱ノミ存在
		明 24. 8. 7	帝国大学史誌編纂掛文学博士重野安繹宛先帝御事蹟取調掛長徳大寺実則書翰(「・・・明治十年一月頃御書類式箱岩倉右大臣ノ命ヲ以テ修史館へ御交付致候様記録ニ記載有之、内老箱ハ和宮御縁組一件、老箱ハ浪華行幸御用記ト有之候、修史館ヨリ御引継書類中ニ右御見当リハ無之候哉、今一応御取調願度此段更ニ及御照会候也))
			「飛鳥井雅久卿言上書写老通」(寛政 11 年 後桜町院御賀御屏風和歌奉行雅威其節雅威雅光等詠進書体堅詠草)
30	氷室神社ノ祭神由緒其他ニ関シ内務省社寺局へ回答	明 25. 7. 25	栃木県無格社氷室神社祭神等につき回答
31	鷹司政通公養女ノ名称其他ニ関シ鷹司家ニ照会	明 25. 7. 15	「先帝御事蹟編修掛別紙之件入用候間、至急御取調御廻具候祈り度候也」 ・政通公養女実政熙公御息女徳川家宮下奥中として御入遂候年月日并縁約等 ・御実名
		明 25. 7. 15	先帝御事蹟取調掛宛鷹司家扶回答 「一、名:任子(タコ) 号:有君(アリキミ) 一、文政六年九月五日誕生 嘉永元年六月十日薨去 一、文政十一年十一月四日西丸家定へ縁約 一、天保二年八月廿五日関東下向 同十二年十一月朔日御結納 廿一日御婚礼 補御簾中 一、贈従二位」
32	平田職康ヨリ詔勅書一箱献納ノ件	明 29. 6. 8	先帝御事蹟掛長徳大寺内府宛旧外記兼内記中務省平田職明男平田職康寄贈書詔勅書一箱 亡父遺言により献納(明 29. 6. 8 桜并能監より小野受け)
		明 29. 7	別紙目録 宝永 7 年 3 月 26 日～文政 5 年 1 月 1 日勅書・宣命等 平田職康宛桜并能監受領書 ※日誌(明 29. 7. 2)に平田職康より献納の「詔勅古文書」一箱に対し手当て支給された旨の記事あり
33	孝明天皇明治天皇ノ御胞衣塚ノ件	明 30. 2. 23	内事課宛先帝御事蹟取調掛回答(案文) 孝明天皇御胞衣: 京都賀茂川東五条坂若宮八幡境内(典拠・正親町実徳手記) 明治天皇御胞衣: 京都吉田村斎場所卯辰ノ方(典拠・中山家本 御降誕御用雜記)
		明 30. 2. 22	先帝御事蹟取調掛宛内事課照会「蹟往第二号」 孝明天皇胞衣塚につき山口県士族より建言あり。事実如何、また明治天皇御胞衣塚所在如何

34	和気清麿ニ贈正一位宣下云々ニ関スル件	明 31. 4. 22	掛長徳大寺実則・掛九条・久我・嵯峨・長谷宛先帝御事蹟編修委員松浦辰男上申 本年3月19日官報に和気清麻呂贈正一位宣下とあるが、嘉永4年3月15日孝明天皇は既に和気清麻呂に対して高雄山清麻呂社に宣命使を差遣し、護王大明神の号を賜い、正一位を授けられており、重複。別紙参考書を添えるので御所見伺たし
			「神階問答」
			「嘉永四年 神号神階宣下一件」(『孝明天皇御事蹟』第一稿中より該当部分抜粋)
35	御剣八幡宮ノ神階宣下ニ関シ社伝等社寺局へ調査方依頼ノ件	明 31. 7. 12	内務省社寺局宛先帝御事蹟取調掛照会「蹟往第十二号」 三河国幡豆郡御剣八幡宮社伝等につき照会
		明 31. 8. 3	内務省回答書 祭神：菅田別尊 由緒書
36	大井大明神ノ神階宣下ニ関シ社伝等社寺局へ調査方依頼ノ件	明 31. 9	内務省社寺局宛先帝御事蹟取調掛照会「蹟往第二十四号」 駿河国志太郡鎮座大井大明神社伝等照会
		明 31. 10. 3	内務省回答書 祭神：波邇夜須姫命等 由緒書
37	麓山神社ノ神階宣下ニ関シ社格答社寺局へ調査方依頼ノ件	明 31. 12. 2	内務省社寺局宛先帝御事蹟取調掛照会「蹟往第十五号」 安政4年正一位宣下下野国塩谷郡麓山神社箒根大明神および安政5年正一位宣下出雲国島根郡権恵大明神の神階宣下月日等照会
		明 31. 12. 6	内務省回答書 麓山神社は安政4年11月1日、権恵大明神は該当社名なし
38	津軽越中守順承ヨリ津軽塗ノ御花生、御花台献上ノ件	明 39. 1. 29	明 39. 1. 29 旧弘前藩士外崎覚より送付史料(弘前侍従殿宛忠熙書状) 嘉永七年御所炎上の報に接した津軽越中守順承は津軽塗りの花生け等を献上、これに対し近衛忠熙より女房奉書にてお礼ありし旨連絡あり
39	御膳ニ留置ノ先帝宸翰ノ件		「先帝宸翰 御前ニ被留候分之中 ①昨日間部参上、所勞にて面会せず 10月25日 ②段々攘夷云々難しく 11月9日
40	文久二年五月二十七日親王読書始手続ノ件		「上ハ包ミノミ宸筆」。「文久二年五月二十七日 親王読書始手続上」。次第書
41	改元公卿先例調書		元治二年三月廿五日 関白上 改元公卿先例調書
42	孝明天皇宸翰御目録		①孝明天皇宸翰目録の内 大嘗会関係 ②「明治二年五月七日御前江被召合七冊 孝明天皇宸翰 壺箱」(坊中日次案 改元号記 改元号 儀法講) ③「明治十二年御前江被召 孝明天皇 御詠草目録」(「関白政通辞職ニ付賜屏風御製 是ハ安政三年五月ニ有之」)
43	慶喜將軍宣下後小御所ニ於テ節刀下賜ノ件并水戸へ密勅ノ件ノ事		慶喜將軍宣下後に節刀を賜ったことは広幡殿も伝えている ほか疑問点箇条書き(雑記) ※掛会議出席者のメモか? 箇条書きの中に「一、毎木曜 毎五ノ日(若シ日曜ナレバ翌日)但シ十六日ヨリ始ム」「一、九時迄出頭セザレバ届出ナクトモ不参トス」などあるので、明治24年7月9日に行われた会議のメモと思われる(九条家文書『孝明天皇御事蹟調書書類』)
44	会計検査院属辻順宣へ御降誕筆記類所蔵ノ有無照会ノ件	6. 25	辻順宣宛先帝御事蹟取調掛編修委員松浦辰男照会 先代辻和泉順義、天保二年六月照宮御降誕前後の御奉職中の御筆記所蔵なきや ※この件日誌に無し
		6. 25	松浦辰男宛辻順宣回答「・・・小生旧宅ハ再度之火災ニ罹リ家庫共鳥有ニ属シ候ニ付何等之書類モ存在候もの無之候間・・・」
45	中山家記録類		目録
46	九条尚忠公第三女基君御方東宮御息所御治定ニ関スル史料		弘化2年9月14日の尚忠娘基君が孝明天皇の御息所となる条の「御内儀日記」・「実久卿記」が典拠となっている部分。『孝明天皇紀』第一p148-9にあり。但し、「御入内記」は9.14条の目とはなっていない。
47	京都一橋公ヨリ徳信院様へノ御宸翰写		附箋「徳心院ハ伏見宮ヨリ一橋へ降嫁被為在タル御方ニ而徳川従一位ノ私妻ニ当ル方」とあり。徳信院(天保元-明治26)。一橋慶寿の正室。伏見宮貞頼親王の王女。天保12年、一橋慶寿の正室。史料は文久3年8月18日の戦争の顛末を慶喜より徳信院へ知らせた文久3年8月15日(25の誤り?)の書翰写。
48	皇統譜証註第二十二(抜要) 図書寮ヨリ送付ノ件	6. 27	「・・・孝明天皇略御一代之御略譜様之もの御覽被成度旨拝承、然ルニ当寮ニおみては未タ右様ノもの編纂不仕候。当寮ニおみて先帝御事蹟取調掛ヲ設居候へ共、即今材料取集中にて未タ成功候もの無之、又御系譜課にては御系図ニ属スル事なとまつ取調居候故、御用立候もの無之と存候。尤折角御申越ニ付別冊皇統譜証註第廿二ノ一冊供貴覽候御間合候ハ、御留メ置不苦候。右不取敢拝答候」
			「別冊皇統譜証註第廿二ノ一冊(抜要)」

